



「犯罪被害者支援条例」についての陳情

横須賀市議会議長
板橋 衛 様

陳情の趣旨

日頃、市政充実のための議会活動に敬意を表します。

さて当市には、さまざまな犯罪被害（凶悪犯罪、性犯罪、交通事犯等）で法的救済に含まれず苦しんでいる方が、遺族も含め多くおられます。

犯罪（加害）者はそれなりの刑事処罰を受けますが、犯罪の場合は民事賠償請求に勝った場合でも、加害者から賠償金をとることが難しく、働き手を失ない、結果、本人または家族が生活に困窮するケースが多くあります。

また性犯罪などの場合、自宅や近所が被害現場となることも多く、精神的苦痛から逃れるために転居したくとも自らで資金を手当て出来なく、行政から貸付など体系だった支援を受けることも難しく、加えて、行政・警察・司法が有機的に連携していないために、個人で問題を抱え込み、多くの方々が辛苦の日々を重ね、泣き寝入りしているのが現状であります。

そこで本陳情では、上記のような状況に置かれている犯罪被害者の現状に鑑み、横須賀市として「犯罪被害者支援条例」を制定することを求めるものであります。

国は平成16年（2004）年に犯罪被害者等基本法を制定し自治体にも取り組みを要請していますが、義務ではないために、自治体において対応は様々です。

本市も同法に従い「犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」を平成20年に施行していますが、その1条の目的からして被害者救済の視点がなく、同条例23条に「必要な支援の措置を講ずるよう努めるものとする」と精神的な規定をしているに留まります。

従って市民安全部には犯罪被害者の窓口や専門担当も置かれておらず、市は頼りになる存在にまったくなっていません。そこで条例制定に加えて、当問題を所轄する窓口・担当者を置くことを要請するものです。

犯罪被害は誰もいつ遭遇するかわからぬことであるのに、市民の関心事とはなっていない現状があります。そこで議会のチェックのもと、効果的な条例を制定していただきたく、以下陳情するしだいです。

陳情項目

1. 犯罪被害者支援条例^をの制定^すこと。
2. 市役所内に犯罪被害者に対応する部署の設置と担当者^をの配置^すこと。
3. 被害者救済のための関連機関との有機的連携ネットワーク^をの確立^すこと。
4. 犯罪被害者への日常生活、心身に受けた影響等への支援制度^を設ける^{こと}。

平成27年11月13日

陳情者

横須賀市

犯罪被害者支援を考える会・横須賀